

雇用保険二事業における各事業の実施状況

事業名 (事業番号)		キャリア支援企業等育成事業 (旧名称：企業内キャリア形成支援推進事業) (20-089)				
実施主体		都道府県職業能力開発協会等				
事業概要		企業内のキャリア形成支援体制の構築を推進するため、職業能力開発サービスセンター (47 箇所) において、①事業主等に対する助言・指導、情報提供を行うとともに、②企業内キャリア形成支援の推進役である職業能力開発推進者を対象に、必要な知識・スキルを付与する講習を実施				
年 度		平成 17	18	19	20	21
予算額 (千円)		1,186,594	1,044,112	951,017	937,519	1,042,161
目標と評価	目標	・職業能力開発推進者講習の受講者から「役に立った」旨の評価を受ける割合 80%以上 ・企業内キャリア形成支援に関する指導・助言、情報提供の利用者から「役に立った旨の評価を受ける割合 80%以上	サービスセンターの支援後、企業内キャリア形成支援が促進された(職業能力開発推進者の選任、事業内計画の作成、社内意識啓発等がなされた) 割合 60%以上	サービスセンターの支援後、開始後 1 年以内の事業主等のうち、企業内キャリア形成支援が促進された(職業能力開発推進者の選任、事業内計画の作成等がなされた) 割合 80%以上	サービスセンターの支援後、企業内キャリア形成支援が促進された(職業能力開発推進者の選任、事業内計画の作成、社内意識啓発等がなされた) 割合 80%以上	サービスセンターの支援後、企業内キャリア形成支援が促進された(職業能力開発推進者の選任、事業内計画の作成、社内意識啓発等がなされた) 割合 80%以上
	実績の達成度合い	①達成 (実績 93%) ②達成 (実績 98%)	達成 (実績 98.5%)	達成 (実績 89.7%)	達成 (実績 87.4%)	
	事業執行率	受講者数 94% (8,124 人 / 8,603 人) 相談件数 130% (345,815 件 / 265,731 件)	企業内キャリア形成支援に係る事業主に対する指導・助言、情報提供件数 118% (409,300 件 / 345,815 件) 職業能力開発推進者講習の受講者数 103% (8,396 人 / 8,124 人)	企業内キャリア形成支援に係る事業主に対する指導・助言、情報提供件数 103% (421,905 件 / 409,300 件) 職業能力開発推進者講習の受講者数 59% (4,927 人 / 8,396 人)	助言指導・情報提供件数 90% (377,770 件 / 421,905 件)	
	評価結果	要因分析の上、事業の見直し又は廃止が必要。	A'	B	A	

## 〈調査結果〉

### 1 類似事業（項目1（1）－イ関係）

「労働者のキャリア形成支援の推進について」（平成20年4月1日付け能発第0401052号）によれば、労働者に対するキャリア・コンサルティング及び事業主に対する労働者のキャリア形成支援に関する専門的な相談援助等の業務を行うこととして、（独）雇用・能力開発機構地方センターにキャリア形成支援コーナーを設置することとし、地方センターと都道府県職業能力開発協会とが一体となって実施することとしている。また、キャリア形成支援コーナーに①キャリア形成支援相談員、②キャリア形成推進員（現在のキャリア開発アドバイザー）が配置されているが、①については地方センターが配置することとし、②は都道府県職業能力開発協会が委嘱しているキャリア形成推進員の一部をキャリア形成支援コーナーに配置することとしている。

しかし、下表のとおり、当該事業において行われている職業能力開発サービスセンターの事業内容と地方センターに設置されているキャリア形成支援コーナーの事業内容に一部類似していると考えられる事業内容がある。

表 職業能力開発サービスセンター及びキャリア形成支援コーナーの比較

職業能力開発サービスセンター		キャリア形成支援コーナー	
人材育成コンサルタント（登録）	職業能力開発に関する企画または指導の業務の経験を有する者	キャリア形成支援相談員	キャリア形成支援相談員は、企業における人事・労務管理又は職業能力開発に豊富な経験を有する者等をもって充てる
キャリア開発アドバイザー（常勤委嘱）※右記の名称変更後	企業運営に関する知識を有し、かつ、企業における人事・労務管理または職業能力開発に豊富な経験を有する者	キャリア形成推進員	企業運営に関する知識を有し、かつ、企業における人事・労務管理または職業能力開発に豊富な経験を有する者
職業能力開発に関する相談援助・情報提供		事業主等に対する相談援助等	
<p>&lt;相談援助&gt;</p> <p>①労働者の職業生活設計に即した自発的な職業能力の開発及び向上を促進するために事業主が講ずる措置に関する指針の周知啓発</p> <p>②職業能力開発促進法第11条に基づく計画の作成に関する助言又は指導</p> <p>③技術革新や高齢化に対応した職業能力開発の効果的な実施に関する助言</p> <p>④公共職業能力開発施設や各種給付金制度等の利用に関する助言又は情報提供</p> <p>⑤労働者のキャリア形成支援に関する各種情報の提供（普及、啓発等を含む）</p> <p>⑥職業能力習得制度（ビジネス・キャリア制度）に関する情報提供又は相談</p> <p>⑦その他相談援助、情報提供に係る必要な事項</p> <p>&lt;情報提供&gt;</p> <p>①労働者のキャリア形成支援に関する各種情報の収集</p> <p>②事業主が行う職業能力開発に関する各種の情報及び資料の収集</p> <p>③事業主や労働者の教育訓練ニーズの把握</p>		<p>①労働者のキャリア形成支援に関する専門的な相談援助</p> <p>事業主等に対して「労働者の職業生活設計に即した自発的な職業能力の開発及び向上を促進するために事業主が講ずる措置に関する指針」（注2）の周知を図るとともに、これを踏まえた職業能力開発促進法第11条（注3）に基づく計画の作成に関する助言、指導をはじめとする労働者のキャリア形成支援に関する専門的な相談援助を行う</p> <p>②キャリア・コンサルティングの実施方法等についての指導</p> <p>企業内における労働者に対するキャリア・コンサルティングの実施を促進するために、事業主、職業能力開発推進者等に対して、キャリアシートの具体的な活用方法等キャリア・コンサルティングに係る技術的な指導又は助言を行う</p> <p>③キャリア形成促進助成金の活用促進</p> <p>事業主等に対して、キャリア形成促進助成金の活用に関する相談その他の援助を行う</p> <p>④その他</p> <p>企業内における労働者のキャリア形成を支援するための具体的な取組み、事業主等の行う職業訓練の内容等、労働者のキャリア形成支援に資する情報を収集・整理し、事業主等に対して提供する</p>	
		労働者に対する相談援助等	
		<p>①キャリア・コンサルティングの実施</p> <p>②能力開発プログラムの作成に係る援助</p> <p>③ジョブ・カードの交付及び作成支援</p> <p>④その他</p>	

(注) 1 厚生労働省の資料に基づき当省が作成した。

2 指針（平成13年厚生労働省告示第296号）

3 事業主は、その雇用する労働者に係る職業能力の開発及び向上が段階的かつ体系的に行われることを促進するため、第9条から第10条の4までに定める措置に関する計画を作成するように努めなければならない。

また、地方センターに設置されるキャリア形成支援コーナーにおいて、キャリア形成促進助成金の活用に関する相談その他の援助を行っているが、キャリア形成促進助成金（注）の支給要件として、事業主は職業能力開発推進者を選任し、都道府県職業能力開発協会に選任届を提出していることとあり、職業能力開発推進者選任届提出機関と助成金支給機関が別になっている状況であり、上記相談援助、情報提供業務を含め、整理・統合するべきではないかと考えられる。

(注) キャリア形成促進助成金(訓練等支援給付金)(20-085)、キャリア形成促進助成金(職業能力評価推進給付金)(20-086)、キャリア形成促進助成金(地域雇用開発能力開発助成金)(20-087)及びキャリア形成促進助成金(中小企業雇用創出等能力開発助成金)(20-088)

## 2 評価の実施状況(項目3-ア関係)

平成20年度の事業目標において、「サービスセンターの支援後、企業内キャリア形成支援が促進された(職業能力開発推進者の選任、事業内計画の作成、社内意識啓発等がなされた)割合80%以上」と設定している。しかし、平成18年度及び19年度の目標に対する達成状況について、アンケート調査の結果をみると、18年度98.5%、19年度89.7%と高率となっており、20年度の目標は、これらの実績を踏まえず、既に達成した割合を下回るものとなっている。